

平成23年第6回野洲市議会臨時会 市提出案件（追加）

議案番号	件名	提出月日
議第84号	野洲市監査委員会委員の選任につき議会の同意を 求めることについて	11月4日

平成23年第6回野洲市議会臨時会 市提出案件概要（追加）

人事案件 1件

議第84号 野洲市監査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること について

下記の者を野洲市監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律
第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

	氏名	住所
議会 選出	こすが 小菅 むつお 六雄	野洲市

平成23年第6回野洲市議会臨時会 市提出案件

議案番号	件名	提出月日
報告第8号	委任専決処分の報告について（和解及び損害賠償 の額を定めることについて）	11月4日
報告第9号	委任専決処分の報告について（和解及び損害賠償 の額を定めることについて）	11月4日
議第80号	工事請負契約の変更について（三上小学校校舎耐 震補強・大規模改修工事（建築主体工事））	11月4日
議第81号	訴えの提起について	11月4日

議第 8 2 号	野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を 求めることについて	1 1 月 4 日
議第 8 3 号	野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を 求めることについて	1 1 月 4 日

平成 2 3 年 第 6 回 野 洲 市 議 会 臨 時 会 提 出 案 件

1 委任専決処分の報告 2 件

□報告第 8 号 委任専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定める ことについて）

市道野洲川左岸線の劣化によるタイヤホイール損傷事故に対し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分したから同条第 2 項の規定により報告する。

○損害賠償額 34, 230 円

□報告第 9 号 委任専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定める ことについて）

農道の劣化によるタイヤホイール損傷事故に対し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分したから同条第 2 項の規定により報告する。

○損害賠償額 71, 470 円

2 その他 2 件

□議第 80 号 工事請負契約の変更について（三上小学校校舎耐震補強・大規模 改修工事（建築主体工事））

平成 23 年 3 月 24 日に議決を得た三上小学校校舎耐震補強・大規模改修工事（建築主体工事）の請負契約を次のとおり変更することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

- ・変更前の契約金額 184, 380, 000 円
- ・変更金額 51, 489, 900 円
- ・変更後の契約金額 235, 869, 900 円

□議第 81 号 訴えの提起について

- 1 訴訟事件名
損害賠償請求事件
- 2 当事者

原告 滋賀県野洲市小篠原2100番地1
野洲市
代表者 野洲市長 山仲 善彰

被告 滋賀県野洲市 1社

3 管轄裁判所

大津簡易裁判所

4 請求の趣旨

- (1) 被告は原告に対し、金89万2800円およびこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) 仮執行宣言

5 請求の原因（概要）

- (1) 原告は被告に対して、篠原小学校校舎改築（建築主体）工事（機械設備を含む）に係る設計業務（以下「本件設計業務」という。）を委託した。
- (2) 被告は本件設計業務委託契約に基づき、建築確認申請をした際に、滋賀県甲賀土木事務所の指示によりエレベーター昇降路の柱（C5）の断面寸法を500mm×500mmから500mm×600mmに変更する設計図書を作成して建築確認を受けた。しかし、変更された設計図書では、エレベーター昇降路に所定のエレベーターが納まらないことが後日、判明した。

(3) 被告の損害賠償責任

被告がエレベーター昇降路の柱（C5）の断面寸法を昇降路内に100mm大きくすることはやむを得ないが、同時にC6の柱の本件建物の外側に100mm移動しなければエレベーター昇降路内に所定のエレベーターが納まらない結果になることは容易に認識することができたにもかかわらず、これを看過してC6の柱の位置を当初設計図書のままにした設計図書を作成した過失がある。なお、本件建物の形状は、C6の柱を建物の外側に100mm移動して設計変更することが可能である。この点において、被告には、不法行為責任として、また、本件設計業務委託契約に係る債務不履行責任として、原告が被った損害を賠償する義務がある。

(4) 原告の損害

原告は、本件エレベーター昇降路の柱（C6）の断面寸法、配筋を変更（縮小）して構造計算を変更した設計図書により計画変更確認申請及び計画変更確認を得て、C6の柱及び基礎部分のコンクリート・鉄筋の手直し工事を施工することにより次のとおり追加の費用が発生して同額の損害を被った。

ア 計画変更確認申請の手数料（滋賀県証紙） 259,000円

イ 計画変更の検討及び計画変更確認申請手続き並びに手直し工事期

間において、現場工事の施工を中断したことによる仮囲い・現場事務所の費用 158,000円（消費税を含む）
ウ コンクリート、鉄筋の手直し工事費 901,000円（消費税を含む）
合計 1,318,000円

(5) 損害の一部填補

環境設計株式会社は、監理業務委託契約に基づく債務不履行責任を認めて、原告に前号のイ、ウの損害の40%強に当たる425,200円を支払った。

(6) よって、原告は被告に対し、損害賠償金892,800円を請求して訴訟を提起する。

6 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要があるときは上訴する。
- (3) 必要があるときは適当と認める条件で和解することができる。

3 人事案件 2件

議第82号 野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

下記の者を野洲市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

氏名	住所
たちばな まどか 橘 円 (新)	野洲市

※ 任期 平成23年11月18日から平成27年11月17日

議第83号 野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を野洲市公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

記

氏名	住所
もりの ももよ 森野 百代 (再)	野洲市

※ 任期 平成23年11月18日から平成27年11月17日